

令和5年度第2回城陽市上下水道事業経営審議会会議録

日 時	令和5年8月8日(火) 10時00分から 11時20分まで
場 所	城陽市公営企業庁舎2階 第1会議室
出 席 者	楠見会長、太田副会長、池田委員、生駒委員、木下委員、小山委員(途中退席)、塩田委員、清水委員、平松委員
欠 席 者	一
議 題 等	<p>【諮問】 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて 【議題】 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて</p>
提出された資料等	<p>会議次第 資料番号1 城陽市水道事業ビジョン(中間見直し版)(案) 資料番号2 財政計画等資料 資料番号3 予納金の廃止について 資料番号4 パブリックコメントの実施について 資料番号5 城陽市上下水道事業経営審議会スケジュール案(令和5年度) 当日資料 城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて(諮問)</p>
審議概要 (決定事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 城陽市水道事業ビジョンの中間見直し、財政計画について説明 ・ 予納金の廃止、パブリックコメントの実施、今後のスケジュールについて説明 <p>※詳細事項は別添「審議内容」のとおり</p>
会議の公開非公開の別 及び非公開の理由	公開
傍聴者数	8名

審議内容

《開催結果の概要》

1. 開会
2. 挨拶
3. 質問
 - ・管理者職務代理者から会長へ質問書を手交。
4. 議題
 - ・事務局から水道事業ビジョン（中間見直し版）（資料番号1）、財政計画等資料（資料番号2）を説明し、質疑を行った。
5. その他
 - ・予納金の廃止について（資料番号3）、パブリックコメントの実施について（資料番号4）、今後のスケジュールについて（資料番号5）を一括して説明し、質疑を行った。

《進行》

4. 議題

城陽市水道事業ビジョンの中間見直しについて

事務局： 資料番号1・2・2-1について説明

会長： 質問・意見等問う。

委員： 資料2-1で他市の水道料金の比較表があるが、他の市町村はどのような傾向にあるのか。

事務局： 令和元年に水道法の施行規則が改正され、不足する財源については、適正な通常料金を設定して取るべきということが規定された。そのため他の市町村でも3～5年をサイクルに料金の見直しを行うこととなる。

委員： この資料を見ると人口と収入は減少し、コストは上がっていくので、値上げは仕方がないのかと思うが、実際の生活にも影響するので、その部分が危惧される。

委員： 水道料金は収益的収支の不足とこれからの建設投資にどのような財源をあてていくかの2点で決まってくる。電気代が高騰していることを考えると収益的収支の不足分を値上げするというのはやむを得ないと思う。一方で建設投資については、前回の料金改定の審議会で将来に負担を残さないために、今の世代にも建設投資の負担を願おうということで企業債を1/3に減らしたいという話をした。しかし今の状況だと財政計画等資料の25ページの下の注釈にある企業債が1/3のままだとさらに15%ほどの改定をしないと財源が確保できないと書いてある。今の考え方で言うと40%のとてつもない値上げになってしまないので、1/2に変更することも検討が必要。

事務局： 資金が不足するので、企業債の借入上限を1/2に変更する案を検討している。水道事業としては企業債を発行するか、水道料金に転嫁するという方法

審議内容

- しかないので、将来の投資の部分を全て水道料金に転嫁していくと負担になるので、重心を企業債の方に少し移行することを提案させてもらっている。
- 委 員： 水道事業ビジョン（中間見直し版）の10ページの持続の10「お客さまサービスの充実」に広報活動の充実とあるが、活動の充実だけでなく、実際にサービスを受けている方の評価が必要なので、ネットを用いて水道利用のアンケートを取り、それを反映していくということも入れてはどうか。
- 事務局： 検討する。
- 委 員： 全国的に値上げはしないといけない状況が続いている。一方で東部丘陵地は新規の投資であり、起債や料金の遅増度について、投資の部分をどのように転嫁していくのか丁寧に議論していかないといけない。
それと水道事業ビジョンは修正箇所だけの見直し版として出すのか、もしくは全て新しく作成するのか。
- 事務局： 修正したところを抜粋した形で出す予定。
- 委 員： 水道としてやることは限られるが、省エネについてもアピールしてほしい。
- 委 員： 令和8年度から委託料が大幅に値上げされていて、今までのやり方から大きく変わるなら、相当なリスクも背負った高額の要求をされる可能性がある。しかし今は民間に発注しても人手不足でなかなか受けてくれない状況もあるが、将来的には対策を考えていかないといけない。
また東部丘陵地で大規模な開発が予定されていると思うが、城陽市として誘致しているのだから、水道会計で全部被るのではなくて、一般会計にも負担を求めていくべきではないか。
- 事務局： 青谷の先行整備地区の開発の部分に対して投資に対する企業債の元利償還が発生する。まだ検討中だが、そこから得られる収益を差し引いた分は、一般会計にも一定負担を求める形で考えており、住民負担にならないようにしたい。また全て水道料金や企業債に転嫁しないように加入金や配水管負担金についても負担を求める。
- 委 員： 資機材費や人件費の高騰が入札の不成立の原因となっている。また思っていたよりも人口の減少が早いことが財政状況に響いてきている。
- 委 員： 先程から暗い話題ばかりだが、何か明るい話題はないのか。
- 委 員： あくまで私見としてだが、城陽市は他市に比べてよい水質の地下水があり、水道水として80%を占めているので、市民にプラスとなっていると思う。それをいかに維持し持続していくかが一番大きな問題になっているが、地下水をとめて府営水の割合を増やしていくとなると、府のコントロールになって

審議内容

しまい、市ではどうもできなくなってしまう。自己水の割合が大きいことで、住民主体で運営ができる。

事務局： 現状府営水2割、自己水8割の割合で運営しているが、今ある浄水場がすべて老朽化してきている。しかし支える人口はどんどん減ってきている。今の人口規模で浄水場を建設すると、浄水場は減価償却が60年があるので、減価償却費が60年間原価計算に加算され続けることとなる。総合的に考えないと住民負担が非常に大きくなってしまう。府の計算では40年後に府営水受エリアの浄水場の稼働率は50%にまで下がるとされており、稼働率が下がった時に、料金だけが高止まりしてしまうこととなる。リスク管理の観点も含めてベストミックスを考えないといけない。ただ現時点であまりコストがかからない状態で地下水を使っているのは良い点だと認識している。

委員： 財政計画等資料の2ページにある一般会計補助金はどのようなものか。

事務局： 水道事業も下水道事業も公営企業なので独立採算が原則。国の繰り出し基準があり、消火栓の経費などは水道事業で負担すべきものでないので、そのような例外的なものは一般会計の負担になっている。

委員： 先程の話にもあったが、長年城陽に住んでいても自己水が8割あって上質な水が安定的にいただけるということを知らない。市民にも分かっていない方が多いと思うので、広報活動に力をいれていただきたい。あと教育の現場にも自分の市を学習する際に水の学習も取り入れていただきたい。

委員： 水道料金や予算が上がることは仕方ないと思うが、あれもこれも値上げの時代に、水道料金も同じように値上げするのかととらえられてしまう。将来のためや、施設を整備するためにというような、住民一人一人に届く説明や理解を得るための方策が必要。

それと80%が地下水でまかなえているという特色も併せて発信していただきたい。

事務局： いろいろなものが値上がりしている中で、更に水道料金も値上げするのかととらえられてしまうが、逆に言えば、何もかも上がっていることで費用がかさみ値上げにつながっている状況もある。広報活動や議会での説明等ができるだけ理解していただくよう努める。

委員： 水道料金がこれからどんどん値上がりしていくとなると、自分で地下水を掘ったらどうかと思う市民が増えてくると思う。そうしたら水道を使用する人が減ってくると思うがどのように認識しているのか。

事務局： 確かに地下水が豊富なのでそう思われる方もいるかもしれない。しかし井戸の利用を規制できない。水質の問題はさておき、他市では料金が高く浄水器

審議内容

も以前より安いので井戸を使用している宿泊施設もあると聞いている。市の水道施設は需要を見込んで設備投資したものの料金は入ってこないことになり、設備投資が負担になって経営に影響を及ぼしている事例もあると聞いている。それと似たような状況になることは危惧しているが、これからも水道法に基づいて検査も行い、安心安全な水を届けることに努めたい。

委 員： 資料等を見る限り料金改定が必要なことは理解できるが、この改定率は厳しいものがある。電力料金の値上げが著しい関西以外ならともかく関西電力管内は電気料金の値上げ幅が小さい状況からこれだけの改定率はあまりないのではないか。改定率を抑えるために何かできることはないか模索して検討していただきたい。

委 員： やはり 27.3% というのは結構大きな数字なので、改定率を再考されたい。

事務局： 削減できる方策がないか、委員からもご意見いただき更に検討したい。

5. その他

事務局： 資料番号 3・4・5 について説明

会 長： 質問・意見等問う。

委 員： 「パブリックコメントを 9月 15 から 10月 16 日に実施」と書いているが、9月 29 日の第 3 回の審議会には、まだパブリックコメントの集約が反映されてないが、どのような考え方か。

事務局： 9月 29 日はパブリックコメントの期間中なのでその時点での意見をまとめたものを出したいと考えている。第 4 回の審議会で最終的に集約したものを作成する。

委 員： パブリックコメントは財政計画も含めるのか。ビジョンのみか。

事務局： ビジョンをメインで行う。30 年度に作成した「水道事業ビジョン」もわかるように出したい。

閉会